
トイレトレーラーの購入に係る プロポーザル実施要領

令和7年4月

ふじみ野市総務部危機管理防災課

1. 目的

近年、激甚化、頻発化する自然災害に対し、災害時等における避難所の生活環境の改善を図り、地域住民の安全・安心の向上に資することを目的とする。

2. 物品の概要

(1) 物品名

トイレトレーラー

(2) 物品内容

ふじみ野市（以下「当市」という。）が新たに購入するトイレトレーラー（以下「車両」という。）を導入するものである。詳細については、別紙「トイレトレーラーの購入に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

(3) 納入場所

ふじみ野市内（納入時に指定する）

(4) 納品期日

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

(5) 担当部署

担当：ふじみ野市総務部危機管理防災課 松井、平野

住所：〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

TEL：049-262-9017（直通）

FAX：049-257-6061

E-mail：bosai@city.fujimino.saitama.jp

(6) 資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 形態が単体企業であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ プロポーザル参加表明書の提出期限の日から随意契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 22 年ふじみ野市告示第 250 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ④ プロポーザル参加表明書の提出期限の日から随意契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 18 年ふじみ野市告示第 284 号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- ⑥ 過去 5 年間（令和 2 年度から令和 6 年度までの期間）に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注する本業務と同種又は類似の業務の受託実績があること。この場合の受託実績については、ふじみ野市と契約権限を有する者以外の本

支店等の完成実績を含めるものとする。

- ⑦ 資本関係又は人的関係がある複数の者（以下「同族企業」という）が本プロポーザルへ参加することは、公正な執行の観点から公平性が阻害されるおそれがあるため、「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準」に準じて、次に該当する同族企業同士の本プロポーザルへの参加を制限する。

ア 資本関係

（ア）親会社等と子会社等の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

（ア）一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ 上記以外で本プロポーザルの適正さが阻害されうると認められる場合

上記ア及びイ以外で上記ア又はイと同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

エ 上記アからウまでの制限に関する事項の詳細については、下記ふじみ野市ホームページ「資本関係又は人的関係のある会社同士の同一入札への参加制限」を確認すること。

※参考 資本関係又は人的関係のある会社同士の同一入札への参加制限

https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/keiyaku_homuka/keiyaku_kensagakari/1700.html

(7) プロポーザルの成立又は中止

プロポーザル参加者が１事業者になった場合でも審査を行い、評価点が最低基準点以上であれば受託候補者として決定する。

３．プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

近年、避難所をめぐっては、新型コロナウイルス感染症への対策、避難所の生活環境等の改善、女性の視点を踏まえた避難所運営等、様々な対応が必要となっている。また、令和６年１２月には、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等の改定により、避難所のトイレの確保と管理に関して、ガイドライン等に沿った適切な取り組みの構築が求められている。

本事業においては、ガイドライン等に沿った車両の設備の充実以外にも、被災地における車両の提供及び運用等を通じ、事業者が培ったネットワークやノウハウが当市にとって有益な取り組みとなることから、プロポーザル方式により実施する。

４．プロポーザル方式の方法及び理由

本事業は、災害時における避難所の生活環境の改善を目的に、幅広い提案を享受することで、最適なトイレ環境の確保を目指すことから、公募型プロポーザル方式で実施する。

5. 実施スケジュール

(1) 本プロポーザルにおける受託候補者特定までのスケジュールを以下に示す。

イベント	期間または期限
公示	令和7年4月4日（金）
実施要領等の公表・配布	令和7年4月4日（金）～令和7年4月18日（金）
質問受付締切	令和7年4月18日（金）午後5時15分まで
質問回答予定日	令和7年4月22日（火）
プロポーザル実施参加表明書提出締切	令和7年4月23日（水）午後5時15分まで 郵送の場合は令和7年4月23日（水）必着
プロポーザル参加資格確認結果兼提案書等提出要請通知	令和7年4月25日（金）
プロポーザル提案書等提出締切	令和7年5月12日（月）午後5時15分まで
プレゼンテーション予定日	令和7年5月16日（金）
プレゼンテーション議事録締切	プレゼンテーション実施日の翌々営業日 正午まで
プロポーザル選定結果通知	令和7年5月中旬～下旬
契約交渉期間	令和7年5月下旬

※プレゼンテーションの詳細については、別途「トイレトレーラーの購入に係るプレゼンテーション実施要領」を参照すること。

※上記スケジュールは、状況により変更する場合がある。その際は事前に担当からその旨の連絡を行う。

(2) 実施要領等の公表・配布期間

- ① 配布期間 令和7年4月4日（金）から令和7年4月18日（金）まで
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土日祝日を除く。）
- ② 配布場所 ふじみ野市総務部危機管理防災課窓口（本庁舎3階）
- ③ その他 ふじみ野市ホームページからダウンロードも可能

6. 提案限度額

26,000千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。なお、提案見積金額は、この限度額を越えてはならない。

7. プロポーザル実施参加表明書の提出

(1) 受付期間

令和7年4月4日（金）から令和7年4月23日（水）午後5時15分まで

(2) 提出先及び提出方法

担当まで郵送または持参

郵送の場合は令和7年4月23日（水）まで必着とする。

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出資料

プロポーザルに参加を希望する者は、次による書類を提出すること。ただし、ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成17年ふじみ野市規則第61号）第3条に規定するふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者については、⑦、⑧、⑨の書類を省略できるものとする。

- ① プロポーザル実施参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要（パンフレット等の任意様式でも可）
- ③ 再委託承諾願（再委託の予定がある場合）（様式第2号）
- ④ 会社更生法疎明書面（様式第3号）
- ⑤ 民事再生法疎明書面（様式第4号）
- ⑥ 業務履行実績報告書（様式第5号）
- ⑦ 履歴事項全部証明書

※発行から3か月以内のもの、写し可

- ⑧ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

※発行から3か月以内のもの、写し可

- ⑨ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

※直近2期分

8. 提案方法

(1) 提案書の作成方法

① 企画提案書

ア 企画提案書の記述にあたっては、説明を要せずとも提案書を読んで理解できる内容とすること。

イ 企画提案書は、仕様書に掲げる各事項を踏まえて作成すること。

ウ 企画提案書に記載する内容は、オプション提案を除き全て本事業における実施義務事項として事業者が提示し、契約するものであることに留意すること。

エ 実施義務事項ではなく、参考として記載が必要である場合には、【参考】と明示し、記載する用紙を分け、混同する可能性を排除すること。

オ 説明は文章を以って行い、図等はその補助として用いること。図のみの説明は認めない。

カ 造語、略語は、専門用語、一般用語を用いて初出の個所に定義を記述すること。

② 機能要件一覧

ア 当市から提示した別紙「トイレトレーラー機能要件一覧」（以下「機能要件一覧」という。）の Excel データに回答内容を入力し、期日までに提出すること。

イ 機能要件一覧の回答は、以下の基準にて回答すること。

【機能要件】

項目	回答	回答基準
機能要件	○	標準仕様またはオプションにより対応しているもの。（※）
	△	標準仕様またはオプションにより対応していないが、代替機能として対応しているもの。なお、代替機能については備考に具体的な対応方法を明記すること。
	×	対応していないもの、もしくは要求仕様を著しく満たしていないもの。

※備考欄にオプション費用を記入し、区分が「必須」であるものは、「提案価格書（様式第 8 号）」のオプション費用の項目を合計額に計上すること。また、区分が「要望」であるものは備考欄にオプション費用を記入し、「提案価格書（様式第 8 号）」には計上しないこと。

ウ 機能要件一覧については、当市独自の運用や要求事項を記載している。これらについては、標準仕様またはオプションに該当機能が存在するかの有無を記載するとともに、対応が困難なものについては、各事業者の提案に委ねるものとする。提案内容に関する費用は、本調達に含むものとし、提案価格書に明細を記入すること。

(2) 提案内容

提案内容については、別紙「企画提案書記載項目」を参照し、記載すること。

なお、提案内容及び機能要件の回答について、不明事項等がある場合、当市から提案事業者に関合せを行う場合がある。

(3) 提案書の様式及び部数

① プロポーザル提案書等提出届（様式第 9 号）、別記「提出書類一覧表」

代表者印押印のものを 1 部

② 企画提案書

ア A 4、両面（20 枚）、40 ページ以内とすること。（表紙、目次を除く）

イ 紙原本を 1 部、紙原本のコピーを 12 部、提出内容と同じ内容のものを CD-R にて提出すること。

ウ 必要に応じ A 3 も認めるが、その際は 2 ページとしてカウントすること。（横折り込み）

エ 使用する文字の大きさは、10.5 ポイント以上とし、左右に 20 mm 以上の余白を設定すること。

オ ファイル綴りとし、ページ数及び別紙「企画提案書記載項目」の章ごと（全 4 章）にインデックスを付すこと。

カ 提出書類で用いる言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、

通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とすること。

③ 提出方法

紙原本を１部、紙原本のコピーを１２部、提出内容と同じ内容のものを Excel 形式にて保存し、CD-R（②と同じ媒体）にて提出すること。

④ 提案価格書

ア 提案価格書（様式第８号）は、代表者印押印のものを１部提出すること。

イ 提案価格内訳書（様式第８号別紙１～２）は、紙原本を１部、同じ内容のものを Excel 形式にて保存し、CD-R（②と同じ媒体）にて提出すること。

(4) 提出先

ふじみ野市総務部危機管理防災課窓口（本庁舎３階）

(5) 提出方法

上記提出先へ持参により提出すること。CD-R にタイトルを「トイレトレーラーの購入に係るプロポーザル提案書」とし、併せて事業者名を記載すること。

(6) 提出期限

令和７年５月１２日（月）午後５時１５分まで

※提出が遅れた場合には、プレゼンテーションの参加を認めない。また、必要書類の提出がない場合や不備がある場合も同様とする。

(7) 質疑応答

本プロポーザルの仕様書や契約内容等に関して不明な点がある場合は、プロポーザル質問書（様式第６号）を作成し、電子メールに添付して、質問締切までに担当部署のメールアドレスへ送付し、必ず電話にて担当者に到達確認を行うこと。質問締切後の提出は受け付けない。

なお、質問の内容によって本事業者選定に公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

- | | |
|--------|---|
| ① 提出書類 | プロポーザル質問書（様式第６号） |
| ② 提出期限 | 令和７年４月１８日（金）午後５時１５分まで |
| ③ 提出方法 | 質問書は、電子ファイルにて下記のメールアドレスに送付すること。 |
| ④ 提出先 | 電子メール：bosai@city.fujimino.saitama.jp |
| ⑤ 担当 | ふじみ野市総務部危機管理防災課 松井、平野 |
| ⑥ 回答 | 各事業者から提出された質問事項は、質問事業者名を伏せ、回答を付したものを質問者及び参加者全員へ令和７年４月２２日（火）までにプロポーザル回答書（様式第７号）として電子メールに添付し送付する。 |

９．選定について

- (1) 当市に「トイレトレーラーの購入に係るプロポーザル選定委員会」を設置し、調達方法、評価点の算出方法を決定する。
- (2) 各事業者からの提出資料により参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者に対して「プロポーザル参加資格確認結果通知兼提案書等提出要請書」を送付する。
- (3) 上記（２）の通知を受けた事業者のプレゼンテーション及び価格評価を行う。

- (4) 優先交渉権者の候補者の選考については、提案要求事項に基づく提案内容から評価する技術点、提案価格から評価する価格点を指標として、技術点、価格点の合計点が最も高い者に決定する。最高得点者が2者以上あった場合は、提案価格評価点、企画提案書評価点、機能評価点を順番に比較し、得点に差がついた時点で高得点者を候補者に決定する。

10. 結果の通知について

選定結果については、参加者全員に電子メールで令和7年5月中旬から下旬頃に送付する。

11. 結果の公表事項及び方法

選定結果の公表については、当市のホームページに参加者名と評価点を掲載して公表する。

12. 注意事項

- (1) 本事業、本依頼、および添付資料の外部への他言、使用は一切行わないこと。
- (2) 各社回答後、内容について問合せをすることがある。
- (3) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (4) 企画提案書提出期間終了後の提案等の修正又は変更は、一切認めないものとする。
- (5) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (6) 同一事業者からの複数の企画提案書の提出は、認めないものとする。
- (7) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- (8) 提出書類の著作権は、参加申請者に帰属するが、当市が本件の選定の公表等に必要な場合には、当市は、提出書類の著作権を無償で使用できるものとする。
- (9) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、ふじみ野市情報公開条例（平成17年ふじみ野市条例第8号）の規定に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (10) 業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。
ただし、あらかじめ当市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- (11) 次の事項のいずれかに該当する場合は、当該プロポーザル提案書は、失格とする。
 - ① この要領に定める提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
 - ② この要領に定める様式及び記入要領に示す条件に適合しないもの。
 - ③ 許容された表現方法以外の方法が用いられているもの。
 - ④ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - ⑤ この要領及び提出要請書に定める方法以外の方法で選定組織若しくは当市職員又は本業務実施にあたっての支援業務受託者に対して不正な接触の事実が認められる者が作成したもの。
 - ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った者が作成したもの。

以上